カヌー場の

維持管理及び運営等に関する業務の基準

令和7年1月 神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課

目 次

1	基	本方針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	施	設及び設備の保守及び維持管理に関する業務											
	(1)	保守及び維持管理業務	•		•	•	•			•	•	•	1
	(2)	保安警備業務	•		•	•	•			•	•	•	3
	(3)	留意事項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3	施	設の運営に関する業務											
	(1)	開場日及び開場時間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(2)	利用の申込	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(3)	利用の承認	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(4)	利用承認の取消し等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(5)	施設の利用調整に関する業務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(6)	施設の利用案内に関する業務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
4	利	用料金の徴収に関する業務											
	(1)	利用料金の徴収	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(2)	利用料金の額の決定	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(3)	利用料金の減免	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(4)	利用料金の不還付の決定	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	5
5	調	査及び監査等											
	(1)	調査及び監査等	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	6
6	そ	の他留意事項											
	(1)	関係機関への届出等	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(2)	職員の配置等	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(3)	行政財産目的外使用許可部分の光熱水費について	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(4)	引継ぎ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6

カヌー場の維持管理及び運営等に関する業務の基準

カヌー場の指定管理者の募集は、次の2施設と一括で行います。

- ・やまなみセンター(「維持管理及び運営等に関する業務の基準」は別紙2-1のとおりです。)
- 集団施設地区等(「維持管理及び運営等に関する業務の基準」は別紙2-2のとおりです。)

1 基本方針

カヌー場条例(以下「条例」という。)第3条に定める「県民にカヌーに関する知識の習得及び 技能の向上の場を提供し、もって県民のスポーツの振興に寄与する」役割を十分に発揮しうる施設運 営を行う。

また、指定管理業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守し、カヌー場の適正な管理運営を 行うものとする。

2 施設及び設備の保守及び維持管理に関する業務

(1) 保守及び維持管理業務

カヌー場の施設及び設備について、次の保守管理を行うものとする。

カヌー場の施設及び設備の内容は、別紙1「カヌー場業務区域図及び平面図」及び別紙2「カヌー場施設・設備・管理物品 一覧表」を参照。

ア 建築物の保守及び維持管理

建築物について、外壁、内壁等の状態を監視、維持すること。また、不具合を発見した 場合は、速やかに県に報告すること。

イ 建築設備等の保守及び維持管理

建築設備等について、各種法令に基づく管理責任者を設置し、別紙2【2 設備】に記載されている設備を含めた次の日常点検、法定点検、定期点検及び清掃等を行い、状態、性能を維持するとともに、必要に応じてその他の点検等を行うこと。また、不具合を発見した場合は、可能な範囲で修繕又は応急対応を実施する。指定管理者で対応できない場合は、速やかに県に報告すること。

(7) 検査、点検、法定点検等保守管理

a	簡易専用水道検査	年1回
b	消防設備点検(外観点検・機能点検及び総合点検)	年2回
С	受水槽点検	年1回
d	建築基準法第 12 条に基づく施設定期点検業務	
	建築設備及び防火設備の点検(法第12条第4項)	年1回
	敷地及び構造の点検(法第 12 条第 2 項)	3年に1回
е	電気設備定期点検(太陽光発電設備の精密点検)	年1回(予定)
f	コース用ロープ・ブイの設置・撤収及びメンテナンス	随時
g	浮桟橋・発艇補助台・審判塔・ウインチ等の保守・点検	随時

(イ) 清掃

a 定期清掃年1回以上b 窓ガラス清掃・網戸清掃年1回以上

c 受水槽清掃 年1回

d 害虫駆除

年2回以上

e 日常清掃 ・館内フロア・トイレ・シャワー室等清掃 随時

f 土地の清掃 ・建物周辺、通路、駐車場、緑地 随時

(ウ) 共用施設の検査、点検、法定点検等保守管理

宮ケ瀬湖集団施設地区内の共用施設の維持管理に必要な経費については、宮ケ瀬湖畔 園地内共用施設の管理に関する協定書に基づき、一定の割合で負担する。

ウ 物品等(別紙2【3 管理物品】参照)の保守管理業務

(ア) 体育備品の保守管理

備品管理簿で管理を行うほか、カヌー場の利用者の安全を図るため、体育備品の日常の維持、管理を行うこと。

破損、不具合等が発生した場合は、直ちに使用を停止する措置等を行い、県に報告を 行うこと。

(4) 体育消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。また、不 具合等が発生したものは、随時更新を行うこと。

(ウ) 事務備品等

備品管理簿で管理を行うほか、施設の運営に支障をきたさないよう事務備品等の維持、 管理を行うこと。

破損、不具合等が発生した場合は、県に報告を行うこと。

(エ) 事務消耗品等

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品等の購入、管理を行うこと。また、 不具合等が発生したものは、随時更新を行うこと。

(オ) 重要物品

重要物品**について、施設の運営に支障をきたさないよう保守点検を行い、破損、不 具合等が生じた場合は、直ちに県に報告を行うこと。

※作業艇・審判艇等、価格が100万円以上の物品

(カ) 物品の帰属

備付けの物品や県が購入し委任した物品については県に帰属する。

指定管理者が指定期間中に更新又は新たに購入した物品の中で、施設運営の継続のために必要と認められるものについては、県と協議の上、指定管理期間終了後、県に無償譲渡するものとする。

(キ) 注意義務

物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行うこと。

(1) 処分等

管理物品の処分等については、事前に県の承認を要する。また、管理物品の処分等に 係る費用については、指定管理者が負担するものとする。

(ケ) 報告

指定管理者は、管理物品について、現在高と照合の上、毎年3月末までに県に報告すること。

(2) 保安警備業務

- ア 施設内の秩序を維持し、事故、火災等の災害及び破壊等の犯罪の発生を警戒、防止し、 利用者の安全を守るとともに財産の保全を図るため、保安警備を適切に行うこと。
- イ 事故、災害及び犯罪等から利用者の安全を図ることができるよう適切な管理体制を整備、 維持すること。
- ウ 入退出者等を適切に管理すること。

(3) 留意事項

- ア 点検、清掃等に際しては、利用者の利用の妨げにならないように行うこと。
- イ 原則として、施設内に喫煙場所は設けないこと。
- ウ 公衆電話等を設置する場合は、県に対して目的外使用許可の申請を行い、許可を得ること。
- エ 宮ヶ瀬湖周辺で災害及び事故等が発生した場合、国・県・関係市町村及び地元等と連携した 協力体制をとること

3 施設の運営に関する業務

(1) 開場日及び開場時間

ア 開場日

休場日を次のとおりとし、それ以外を開場日とする。ただし、(ア)から(ウ)までにかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、県の承認を得て、休場日を臨時に変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。この場合、事前に利用者に告知すること。

- (ア) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)
- (4) 休日の翌日(土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。)
- (ウ) 12月29日から翌年の1月3日まで

イ 開場時間

- (ア) 1月1日から4月30日まで及び10月1日から12月31日まで 午前9時から午後4 時30分まで
- (イ) 5月1日から9月30日まで 午前7時から午後5時30分まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、県の承認を得て、開場時間を臨時に変更することができる。この場合、事前に利用者に告知すること。

また、業務時間は、原則として開場の30分前から閉場の30分後までとし、開場時間を変更するときは、業務時間も変更することができる。

(2) 利用の申込

指定管理者は、施設及び設備(以下「施設等」という。)の貸出しに際しては、原則として、利用しようとする者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間に、利用の申込みを受けること。

- (ア) 1月1日から4月30日まで及び10月1日から12月31日まで 利用しようとする日 の3月前の日の属する月の初日から利用日の当日まで
- (イ) 5月1日から9月30日まで 利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から7日前まで

ただし、地方公共団体又は公共的団体が行う体育行事で上に定める期間前に施設等の利用の申込みをしなければその開催に支障が生ずるものについては、指定管理者は、当該期間前に利用の申込みを受けること。

(3) 利用の承認

- ア 指定管理者は、条例、カヌー場規則(以下「規則」という。)及び指定管理者が定める運 用規程等**に基づき、カヌー場の施設等を利用しようとする者に対して利用の承認を行う。
- イ 指定管理者は、利用の承認を受けようとする者が条例第 12 条第 2 項各号のいずれかに該 当するときは、利用の承認を与えないことができる。
- ウ 指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、当該施設の利用が 暴力団の利益になると認められるときは、利用の承認を与えないことができる。
- ※ 指定管理者が定める運用規程等は、これまでの管理委託契約時における仕様書上の利用 承認の条件等を参考に、指定管理者が作成し、予め県に届け出ること。

<神奈川県立宮ケ瀬湖カヌー場の利用に関する運用規程(例)>

- 1 湖面(桟橋、競技コース)の利用について
- (1)業務責任者は、湖面を利用しようとする者から、利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から利用日の当日(5月1日から9月30日までの間に利用しようとする場合にあっては、利用日の7日前)までに、「利用申込書」の提出を受け、これを承認する。
- (2) 施設管理上適当と認めるときは、次の条件を付してカヌー場の利用を承認する。
 - (a) 安全確保のため、原則的には、2 艇以上(団体・グループ単位での利用も含む。)で利用するものとし、その中には人を救助できる能力を有する経験者を1人以上配置すること。ただし、 Eボート及び競技用ボート4人乗り以上の艇については、1 艇での利用を可能とするが、その場合、必ず貸与する無線機を携帯すること。
 - (b) カヌー及びボートは、動力又は風力によらないもので持ち込み艇とする (湖面を利用しようとする者は、利用の申込み手続きを経て、別途、県有艇を借受けることができる)。
 - (c) 護岸スロープから先、桟橋や湖面上では、必ずライフジャケットを着用すること。
 - (d) 原則的には、湖面上では、団体、グループ単位で行動すること (利用者の力量を十分に勘案 して運用する)。
 - (e) 緊急避難以外については、他の護岸への上陸は禁止
 - (f) 湖面は原則右側通行
 - (g) 遊覧船の運航を妨げないこと。
 - (h) 事故が発生した場合は、ただちに報告すること。
 - (i) 保護区域及び制限区域には立ち入らないこと。
 - (j) 荒天時における施設の利用について、指定管理者の判断により一部制限する場合があること。
- 2 管理棟(会議室、研修室)及び艇庫の利用について

業務責任者は、施設を利用しようとする者から、利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から利用日の当日(5月1日から9月30日までの間に利用しようとする場合にあっては、利用日の7日前)までに、「利用申込書」の提出を受け、これを承認する。

業務責任者は、艇庫に保管している艇等の所有者等から利用の申し出があった場合の利用調整、助言等を行うことができる。

(4) 利用承認の取消し等

- ア 指定管理者は、利用の承認を受けた者が条例第 16 条各号のいずれかに該当するときは、 利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。
- イ 指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第 11 条第 2 項の規定により、当該施設の利用 が暴力団の利益になると認められるときは、利用の承認を取り消すことができる。

(5) 施設の利用調整に関する業務

ア 利用調整会議

指定管理者は、利用者の円滑、効率的な利用のため、利用調整会議を設置、開催するなど、カヌー場において開催を予定している各種大会等について、事前に日程の調整を行うこと。

(6) 施設の利用案内に関する業務

ア 指導・助言

指定管理者は、県民が施設を利用する際、必要な指導・助言を行うこと。

イ 受付業務

指定管理者は、受付業務に常時1名以上を配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること。また、安全管理者を常時1名以上配置すること。

ウその他

指定管理者は、利用者からの相談を受け、利用前に十分な打合せを行うとともに、各種利用のための申請書類及び利用の手引き書を作成し、電話による問い合わせや、施設の見学等に対応すること。また、施設内や案内パンフレット等に、指定管理者により管理・運営されている施設であることを表示すること。

4 利用料金の徴収に関する業務

(1) 利用料金の徴収

- ア 利用料金の徴収に当たっては、徴収手続きに関する規程等を定め、適正に取扱うととも に、事故防止に努めること。
- イ 利用料金の徴収及び保管については、責任者を置いて適正な管理を行うこと。
- ウ 利用料金は前納とし、指定管理者の収入とする。なお、収納した利用料金は、帳簿等を 作成し、適正に管理しなければならない。

(2) 利用料金の額の決定

利用料金の額は、条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、条例別表に定める額の範囲内において、知事の承認を得て定めること。

(3) 利用料金の減免

利用料金の減免については、条例第 14 条の規定に基づき知事の承認を得て定めた基準により、適正かつ公正に行うこと。

(4) 利用料金の不還付の決定

納付された利用料金は還付しない。ただし、災害その他利用の承認を受けた者の責めに帰

すことができない理由により施設等を利用することができないと認めたときは、この限りではない。

5 調査及び監査等

(1) 調査及び監査等

県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

6 その他留意事項

(1) 関係機関への届出等

カヌー場の管理運営に関する必要な法令を遵守し、関係機関への届出や手続き等を遺漏なく行うこと。

(2) 職員の配置等

- ア 労働基準法等関係法令を遵守すること。
- イ 施設の管理運営責任者を常勤雇用で1名以上配置すること。
- ウ 受付業務に必要な人数を配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること。
- エ 防火管理者を置くこと。
- オ 施設運営及び施設管理等に従事する者には、スポーツ施設での勤務経験、会計経理の実 務経験を有する者を配置するよう努めること。また、カヌー競技等に関する知識を習得 するための職員研修等を定期的に実施するよう努めること。
- カ 職員は、利用者に対し、体育備品の適切な取扱いや安全指導が行える者を配置するとともに、応急救護手当に対応できる有資格者(救急救命士等)を配置するよう努めること。
- キ 職員は、競技コースの管理及び水上施設の日常管理等ができるよう、小型船舶免許の取得者を配置すること。

(3) 行政財産目的外使用許可部分の光熱水費について

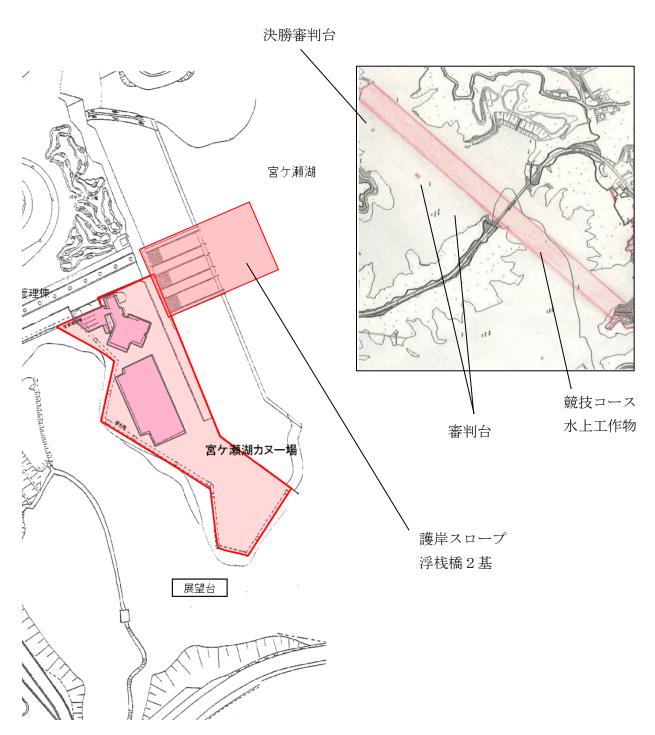
指定管理料に含まれていないため、各使用者に対し、実際にかかった費用を請求すること。また、請求した費用については、立替収入として県へ報告すること。

(4) 引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了までに引継書を作成し、次期指定管理者がカヌー場の業務を 円滑かつ支障なく遂行できるように、引継ぎを行わなければならない。

カヌー場業務区域図及び平面図



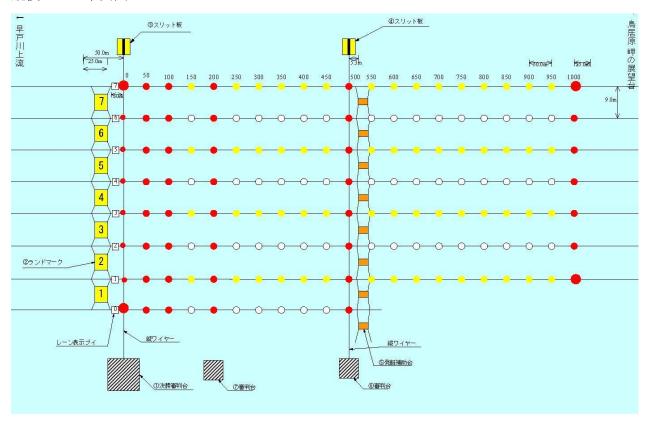


建物平面図





競技コース平面図



カヌー場施設・設備・管理物品 一覧表

【1 施設】

区分	種別・名称		面積・構造・規模・型式	備考		
土地	借地		145, 151. 14 m²	河川区域内占用許可(国)		
			うち敷地面積 : 5, 148. 24 ㎡			
建物	非木造	管理棟	鉄骨造 471.27 ㎡	2階建(事務室、会議室等)		
		艇庫	鉄骨造 1,039.60 ㎡	収容可能艇数 104 艇		
		プロパン庫	コンクリートフ゛ロック造 5.76 ㎡			
		少量危険	軽量鉄骨造 3.44 m²			
		物保管庫				
構築物	外灯ほか敷地に附属する一切の構築物					

【2 設備】

区分	名称	概要
放送設備	放送設備	一般用 180W 10 回線
電気設備	動力設備	電気方式 3相3線式 200V
	電灯設備	電気方式 幹線 1層3線式100/200V
		分岐 1層2線式100V
	通信設備	テレビ通信受信等 BS
		インターホン 夜間受付用
		電話設備
	屋外電気設備	電灯電力幹線 地中線 3 相 3 線式 200V
		単層 3 線式 200/100V
		外灯 HF 4基
	太陽光発電設備	(令和7年度施工予定)
機械設備	冷暖房関連機器	エアコン室外機
		型式 空冷ヒートポンプ2台(同時ツイン)
		型式 空冷ヒートポンプ1台(個別マルチ)
		エアコン室内機
		天井カセット2方吹出9台
		換気扇 25 台(パイプファン外)
	給水設備	受水槽
		2 槽式 FRP 複合組み立て式 4 m×3 m×2.5mH
		給水装置
		並列自動交互運転 減圧弁方式

区分	名称	概要
給排水設備	給排水衛生設備	1 排水設備
		洋風大便器 6 基 和風大便器 2 基 小便器 3 基
		身障者用大便器1基 洗面器4基 身障者用洗面器1基
		掃除用流し2基 洗面化粧台2基 身障者用傾斜鏡1基
		2 給湯設備
		ガス給湯器(1階湯沸室 ユニットバス2 ユニットシャワ
		一7男子、女子便所)
		湯沸器(1階保健室 2階湯沸室)
消防用設備	消防用設備	1 非常警報装置(単独非常ベル)
		2 消火器具
		3 誘導灯及び誘導標識(室内通路誘導灯)

※「宮ヶ瀬湖畔園地内共用施設の管理に関する協定書」に基づき、維持管理に必要な経費を一定の割合で負担する設備

(共用施設の概要)

区分 名称 概要				
電気設備 受変電設備				
給排水設備	上水道設備	〇小中沢配水池 受水槽、配水管幹線 他		
NO DEVINE UIT	下水道設備	○小中沢圧送ポンプ、及沢中継ポンプ、及沢圧送ポンプ 圧送ポンプ、汚水幹線 他		

【3 管理物品】(令和6年3月31日現在)

分 類	品 名	規格	単価	数量	取得年月日
	長いす	ライオン F-464SF	41, 895	1	H11.3.31
いす類	及(19	C-2 ベンチ B	34, 650	5	H11.3.31
	ひじ掛けいす	ライオン F-464AC	27, 615	2	H11.3.31
	応接テーブル	ライオン T-240S	21, 420	1	H11.3.31
	会議机	オカムラ 8181CPMC43	52, 500	4	H11.3.31
テーフ゛ル類		オカムラ 8181CAMC43	37, 800	12	H11.3.31
	片そで机	オカムラ 38132F	23, 205	4	H11. 3. 31
	講演台	ライオン FS-9	37, 800	1	H11.3.31
	食卓	ライオン #1890E	38, 220	1	H11.3.31
	コインロッカー	ライオン NEO-3W	101, 430	9	H11.3.31
箱、戸だな類		ライオン NEO-3W	102, 375	2	H11.3.31
	ファイリンク゛キャヒ゛ネット	オカムラ 4416AZA4-4 段	28, 875	2	H11.3.31

分類	品 名	規格	単価	数量	取得年月日
	物品棚	ライオン LXW-D18H	38, 640	1	H11. 3. 31
	食器戸棚	ライオン OK-26N	41, 632	2	H11. 3. 31
箱、戸だな類	書棚	ライオン 365N	35, 385	1	H11. 3. 31
	掃除用ロッカー	ライオン #600N	30, 660	1	H11. 3. 31
	ボード棚セット	ライオン 4365A	26, 565	7	H11. 3. 31
	マットレス	ライオン LMA-100G	55, 371	1	H11. 3. 31
	寝台	ライオン LM-112	84, 787	1	H11. 3. 31
ちゆう具類	冷蔵庫	松下電器 NR-B140W(W)	31, 500	1	H20. 9. 17
中交田採即短	黒板(ホワイトボード)	ライオン RM-11N	60, 795	1	H11. 3. 31
事務用機器類	行事予定表	ライオン H-12SY	25, 672	1	H11. 3. 31
	カヌー艇用検定用具	レーシンク TANITA BSO — 101	309, 645	1	H11. 3. 31
計測機器類	時計	セイコー SFC-713R	199, 920	1	H11. 3. 31
	風向風速計	イスズビラム型 3 -5240	73, 500	1	H11. 3. 31
医療機器類	体温検知システム	HIKA-RU	236, 500	2	R4. 3. 31
	着順判定装置	セイコー 1000HD	15, 634, 500	1	Н11. 3. 31
	コンフ゜レッサー	アネスト岩田 DSP-02P	55, 650	1	H11. 3. 31
	発電機	ホンダ EXR2200	151, 200	1	H11. 3. 31
諸機械類	電話機	NEC APEX1000US	997, 500	1	H11. 3. 31
	船外機	ヤマハ F25GEL	554, 950	2	R2. 3. 17
	洗濯機	東芝 VH-M45 (HS)	34, 650	2	H11. 3. 31
	ビッグファン	ナカトミ 100 cm	74, 800	4	R4. 3. 31
机市粧	作業艇(モーターボート)	カロライナ スキッフ 19	1, 695, 314	1	H11. 3. 31
船車類		カロライナ スキッフ 24	2, 504, 686	1	H11. 3. 31
	審判艇(モーターボート)	ヤマハ カタマラン CBー4	2, 200, 000	2	R2. 3. 17
		カヤックシンク゛ル レサ゛ーX	288, 750	10	H11. 3. 31
		カヤックへ。ア レシ゛ウス	393, 750	8	H11.3.31
船車類	カヌー	カヤックフォア コンカラー	693, 000	8	H11. 3. 31
		カナテ゛ィアンシンク゛ル テ゛ルタ	288, 750	10	Н11. 3. 31
		カナテ゛ィアンヘ゜ア オメカ゛ 111	393, 750	13	H11.3.31
	車いす	片山 KW-202K	52, 500	1	H11. 3. 31
教養及び 体育器具類	テレビジョン	日立 C32WT70	193, 200	1	Н11. 3. 31
雑器具類	ユニットハウス	セイコー (2.4m×4.5m ×2.6m)	1, 917, 886	1	Н11. 3. 31
	テレビ台	ライオン VTR-4000W	156, 975	1	Н11. 3. 31

分	類	口口	名	規格	単価	数量	取得年月日
		テント		ポリエステルストライプ 2間×3間	135, 450	3	Н11. 3. 31
雑器具類		移動用カヌーラック		1人、2人乗りカヌー用 5段	199, 500	8	Н11. 3. 31
			4人乗りカヌー用4段	236, 250	1	H11. 3. 31	
		移動用パド	ルラック	7段	84, 000	2	H11. 3. 31
	管 理 物 品 数 合 計						

【4 リース物品】

分 類	品 名	規 格	数量	賃借開始年月日	備考
医療機器類	自動体外式除細動器	カルシ゛オライフ	1	R5. 10. 10	賃貸借先:
区/原/成份·炽	日 到14777人(水)和到46	AED-3150	1	K5. 10. 10	ニットービスコム(株)

カヌー場管理運営業務の内容及び基準(仕様)詳細について

1 保守管理・点検等

項目	内容	回数
簡易専用水道検査		年1回
消防設備点検	外観設備・機能点検	年1回
	総合点検	年1回
受水槽点検		年1回
建築基準法第12条に基づく施設定期点検業務	建築設備及び防火設	年1回
	備の点検	
	敷地及び構造の点検	3年に1回
電気設備定期点検(太陽光発電設備精密点検)		年1回 (予定)
害虫駆除		年2回以上
AED保守・点検		随時 (開場日)
作業艇等定期(中間)検査・保守点検		随時
コース用ロープ・ブイの設置・撤収及びメンテナ		随時
ンス		
浮桟橋・発艇補助台・審判塔の保守・点検		随時

2 清掃業務

項目	清掃箇所	作業項目	回数
	管理棟1階:238 ㎡	除塵・拭き・水拭き・洗浄・衛生	随時(施設開場
		消耗品補充・汚物処理・ごみ収集	日)
日常清掃	管理棟2階:233 ㎡	除塵・拭き・水拭き・洗浄・衛生	随時(会議室又
口布伯雅		消耗品補充・汚物処理・ごみ収集	は研修室利用
			日)
	艇庫:1,039 m²	除塵・拭き・水拭き	随時
定期清掃	管理棟:471 ㎡	除塵・拭き・ワックス清掃・洗浄	年1回以上
窓ガラス清掃	管理棟:83.5 ㎡	洗浄	年1回以上
網戸清掃	管理棟:39 ㎡	洗浄	年1回以上
受水槽清掃	受水槽: 2 槽式 30 m³	受水槽の清掃	年1回
土地の清掃	建物周辺、通路、駐車場、	拾い掃き、除草、危険木の伐採等	随時
	緑地		

3 警備業務

警備対象施設が無人の状態にあるとき、警備対象施設に設置された警備用機器及びこれに付帯する機器により、異常事態の監視を行い、これらの早期発見並びに事故の拡大防止を図ることにより、警備対象施設の安全確保と円滑な業務運営を行なう。

警備対象施設	警備基準時間
管 理 棟	神奈川県立宮ケ瀬湖カヌー場条例第 11 条(開場時間)の各号に掲げる期間の
	区分に応じた閉場時間から開場時間まで(開場時間の事前承認により変更可)。
	ただし、休場日は終日とする。